グループ１　（1）自社内独自の運転者研修等の実施

以下に注意し作成してください。

●判断基準

過去１年間（2024 年７月２日～ 2025 年７月１日）において、実施状況が確認できること。

【配点について】

○３点

・選任運転者数の半数以上が受講

○１点

・選任運転者数の半数未満が受講

・選任運転者以外の従業員が受講（管理者等）

●提出資料

ａ、ｂ研修の種類にあわせて、①及び②を両方とも提出してください。

①実施状況がわかる書類　※以下の a. または b. のような研修形態に応じて書類を提出してください。

ａ．集合型の研修・教育

・研修実施記録や研修報告書など

ｂ．個別で行う指導教育（１）～（４）

・指導記録（指導者のコメント等から指導内容・状況がわかるもの）

②実際に研修で使用した、交通事故防止に関する内容が含まれる資料

※ｅラーニング、動画視聴については、交通事故防止に関する内容の画面の写真（スクリーンショットや教材のパンフレット等）

※資料の添付がなく、また内容が読み取れない場合は加点とならない場合があります。

① 実施状況がわかる書類

ａ．集合型の研修・教育（研修実施記録・報告書など）

（研修実施記録のイメージ）

研修実施記録			
会社名・営業所名	桜運送㈱　新宿営業所		
開催年月日	令和●年●月●日		
開催場所	本社営業所		
教育内容	イメージ		
参加者名簿	桜　一郎	●● ●●	●● ●●
	新宿　太郎	●● ●●	●● ●●
	●● ●●	●● ●●	
	●● ●●	●● ●●	

※「会議の議事概要」ではないもの

①申請営業所名
※共催の場合も申請する営業所名が必要。また、通称名を使用している場合は、資料に付記するか、自認書を添付すること。

②開催年月日
（西暦、和暦どちらでも構いません。）

③具体的な指導・教育の内容
※どんな研修を行ったかわかるように記入。
※当日の資料を必ず添付すること。

④参加者「氏名」
※カラーマーカーをつけ、役職員名簿にチェック。
※参加者名簿は別紙でも可。
別紙には、必ず「研修名」「営業所名」「開催年月日」「開催場所」を記載すること（手書きも可）

b．個別で行う指導教育

（1）個別の添乗指導記録

（2）個別に行う KYT

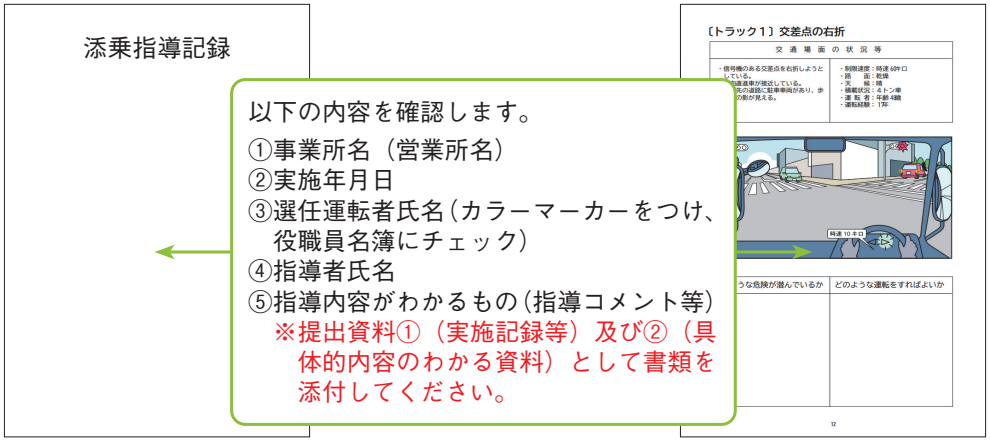

※ KYT シートについて、a. 集合型で行っていた場合、そちらに沿った形で提出してください。

（3）e ラーニング

・指導やテストの実施が確認できる書類（個別の結果や一覧表など）

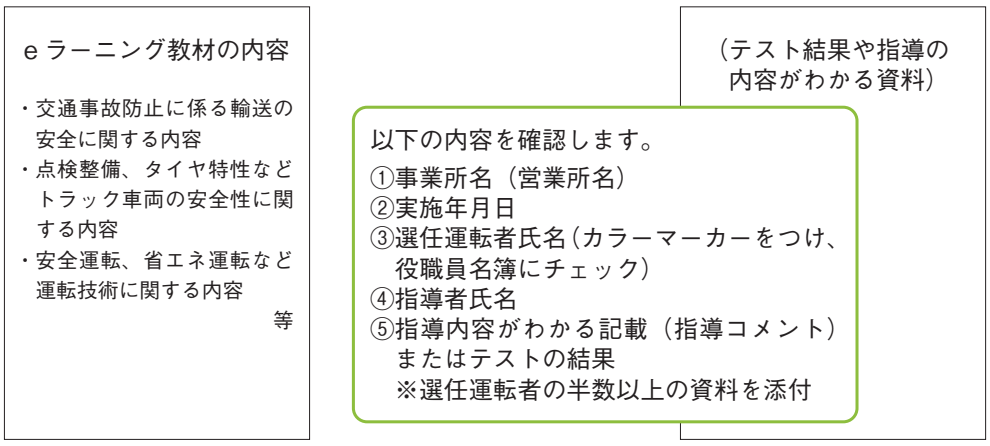

（4）動画視聴（ビデオ・VR 等）

・視聴に係る指導の実施が確認できる書類（個別の結果や一覧表など）

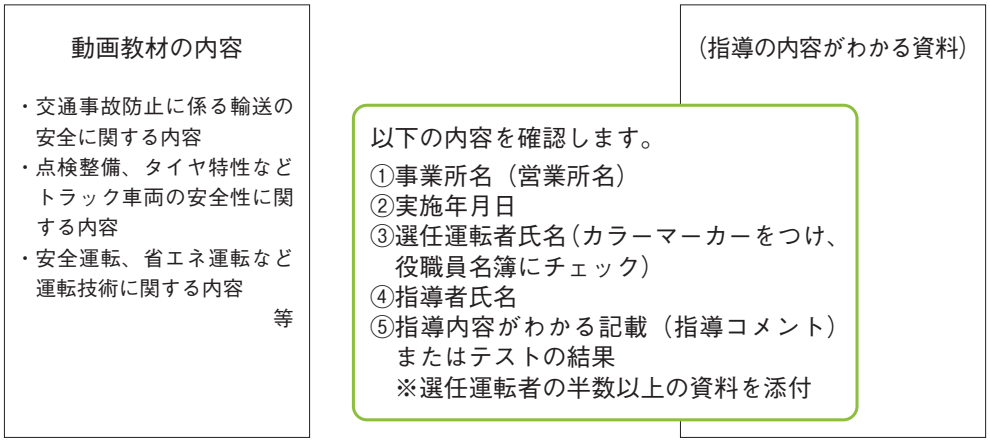

※その他の形式の個別指導についても、同様の内容が確認できるように添付してください。

※運転者個人による自己チェック、テスト等のみで指導記録がないものは加点の対象としません。

（システム的に結果が出力され、個人に指導として伝えられるものについては対象とします）

② 実際に研修で使用した、交通事故防止に関する内容が含まれる資料

以下の例のように、研修の具体的な内容がわかる資料を添付してください。

○テキスト、教材資料のコピー

※添付は一部で構いませんが、該当する部分にマーカーを付けてください。

※「国土交通省告示第１３６６号」に基づく教育については、国土交通省が発行するテキストのみの添付では、「法令等で義務のある研修」として、加点の対象とならない場合があります。
「法定以上の取組」として自社内で独自で行っていることがわかる資料・実施記録を添付してください。

○ KYT シート：集合型で教材として使用した場合

○ e ラーニング / 動画における交通事故防止の具体的内容がわかる資料

(動画の紹介ページ、パッケージ、スクリーンショットなど)

＜研修内容の具体例＞

- ○ 交通事故防止に係る輸送の安全に関する研修
- ○ 省エネ運転研修
- ○ 交通事故防止の内容に関する e ラーニング
- ○ 交通事故防止に係る個別の添乗指導
- ○ 点検整備に関する内容の研修
- ○ タイヤ特性に関する研修
- ○ 個人で行う KYT 等、個別指導

※ｂ.（1）個別の添乗指導、（2）個別に行う KYT は、実施状況がわかる書類の添付のみで構いません。

対 象 外

- ●具体的な指導内容がわからない指導状況の一覧や、指導日の一覧表のみ（自己チェックのみなど）
- ●朝礼や点呼時の指示、書面による伝達等で研修と見なせないもの
- ●会議と見なされるもの（議事概要）は、グループ２－（1）で評価の対象とします。
- ●荷物事故やお客様トラブルに関する内容
- ●積み付け、固縛時の事故や労働災害に関する内容
- ●客先、物流施設、駐車場、車庫などにおける事故に関する内容
- ●フォークリフト、クレーン等の研修
- ●各種法令等により受講・実施義務のある研修（危険物、労働安全衛生法省令に基づくもの等）
- ●自社内独自のドライバーコンテスト等の競技会
- ●軽自動車 / 二輪に係る個別指導の記録（人数に含めません）
- ●グループ２－（1）と同時に会議として行われたもの（議事概要に含まれているもの）は対象になりません。どちらかの項目のみ加点とし、点数の低い項目に加点する場合があります。
ただし、同日に行われていても、会議・研修と時間を分けて行っている場合は対象とします。
それぞれの項目で、（2－（1）は議事概要と会議資料、1－（1）は研修実施記録等と研修資料）添付が必要です。